

担い手農業者等との意見交換会の結果について

(H28. 4月～H29. 3月)

月日	参加者の概要	主な意見	対 策
28年 5月19日 ○	県農業法人協会会員39名 28法人 (H28春季農業法人経営ト ップセミナーにおける意 見交換)	・参加者の法人から農地中間管理事業を活用しているとの発言があったものの、実際にはまだ活用はされていなかった。	・事業の理解促進のため、新たに作成した事業紹介のためのチラシ等を使って、引き続き事業周知に努める。
7月 3日 ○	伊佐市の担い手23名 (地域営農しくみづくり研 修会における農地中間管 理事業講演・意見交換)	①条件不利地こそ機構で借りてほしい。 ②相続未登記農地について、過半の同意ではなく、農地台帳に記載されている人で契約してほしい。	・中山間地域対策等の他施策も活用しながら、農地中間管理事業の活用を検討する必要があるため、市とも検討する。 ・相続未登記農地の貸借について、理解されていないので、引き続き事業周知に努める。
7月27日	県内の農業経営者22名 (かごしま農業法人塾にお ける情報提供)	・特に意見等はなかった。	
8月 2日 ○	県農業法人協会理事9名 9法人 (県農業法人協会と機構と の意見交換会)	①今までも農地の貸借は既存の契約でできている。農地中間管理事業のメリットは何か。 ②農業委員を専任にしては。 ③農地を借りたい人、農地を貸したい人はどこに行ったらいいのか知らない。周知不足。 ④既契約以外の農地のことについてのアプローチが必要ではないか。 ⑤J A では作物別の部会等の会議があるので、そういうところでも説明、広報活動が必要。事業に期待している。	・パンフレットでメリット、集積協力金について説明。今後とも引き続き事業周知に努める。 ・今年度から、農業委員会法の改正に伴い、最適化推進業務が義務化されるので、最適化推進委員等と連携し、取組を進める。 ・事業周知に努めるとともに、業務委託先である関係市町村にも伝える。 ・ <u>未マッチング農地や借受可能な遊休農地の情報をリスト化し、機構HPで公表し、農地貸借のマッチングを支援する仕組みを検討し、構築する。</u> ・業務委託先である関係市町村に伝えるとともに、 <u>機構の今後の事業周知のための活動に行かす。</u>

10月26日 ○	県内各市町村の認定農業者の代表者31名 (県担い手交流会における意見交換)	・特に意見等はなかった。	
11月 4日 ○	県内の農業経営者86名 (平成28年度県農業経営者クラブ中央農業情報懇談会における意見交換)	・特に意見等はなかった。	・参加者うち66名が約290ha事業を利用しており、事業活用事例を示しながら更なる事業利用の拡大に努める。
11月16日 ○	霧島市福山町認定農業者18名 (霧島市認定農業者の会：福山支部における農地中間管理事業研修会における意見交換)	・農地中間管理事業による貸借についての基本的内容の質問のみ。(これまでの事業活用はわずか)	・引き続き事業周知に努める。(認定農業者向けのメリット内容含む)
11月18日 ○	農業経営者15名 (県指導農業士会と機構との意見交換会)	①実態としては、公募時に農地の貸し手と受け手のマッチングが事前に済んでいるものが多く、その他の農地情報はわからない。 ②農地を機構に貸し出す場合に、条件の悪い農地もいっしょに貸し出したい。 ③自分の農地について、機構を通じて自分が借りることについて、意味があるのか。 ④事業開始時(26年)に、機構の公募に応募したが、農地が借りれていない。	・未マッチング農地の情報をリスト化し、機構HPで公表し、農地貸借のマッチングを支援する仕組みを検討し、構築する。 ・条件の悪い農地の貸借についても支援できるよう機構HP公表の仕組みを構築する。 ・次の耕作者へバトタッチ(再配分)しやすい。事業実施後3年となるが既に再配分につながった事例も増加してきている。 ・関係市町村と一体となって、農地の貸し手の掘り起こし活動を強化する。
29年 2月13日	湧水町認定農業者25名 (湧水町認定農業者協議会研修会における意見交換)	・地域集積に取り組む場合の括り、基盤整備済みの農地を借りる場合の賦課金の負担者など基本的内容の質問のみ。(28年度から事業活用が増加)	・事業申請以外の貸借に係わる質問が増えてきており、丁寧な説明に努める。

(注意) _____については、「農業者等から出された意見を踏まえて講じた改善策」に詳細を記載。